

国際的インテグレーションと国際租税調整 (上)

鶴田 廣 巳

目 次

I	カーター報告と国際的インテグレーション	
1.	国際所得課税に関するカーター提案	
2.	部分的統合提案の諸理由	
II	国際的インテグレーションと国家間の公平	
1.	国家間の公平をめぐる対立	
2.	実効的相互主義の意義と発展	以上, 本号
III	国際租税調整と財政負担問題	以下, 次号

I カーター報告と国際的インテグレーション

1. 国際所得課税に関するカーター提案

カナダ王立課税委員会、いわゆるカーター委員会の報告書が完全統合型の包括的所得税のモデル提案を行った古典的な文献であることは周知のとおりである。そこでは、法人は50%の税率で課税される一方、個人株主は現実の受取配当だけでなく未配当利潤に対する持分も含め法人利潤の持分に応じた割当分について個人所得税の課税を受けることとされ、割当分とそれに対応する法人税をグロスアップした所得に対する個人所得税から法人税の完全な税額控除を行うことにより両税の負担の調整を行う仕組みであった。これにより、法人税と個人所得税は完全に統合され、税額控除額が個人所得税の算出税額を上回る場合には超過分の税額の全額還付が行われるものとされた。法人税率と個人所得税の最高税率は50%という同一水準に設定されたため、税額の還付は例外ではなく一般的な特徴であった¹⁾。

ところが、国内については完全統合型所得税制を提案したカーター委員会も、国際所得課税の分野においては一転してその立場を変え、報告書全体の基調とは明らかに異なる不徹底な提案を行うにとどまったことに関しては、わが国ではほとんど紹介されていない。マスグレイブも指摘するとおり、報告書が国内での統合について行った提案を国際課税に適用するならば、その結論は、すべての外国源泉所得を発生ベースにより課税し、外国税額について完全な税額

* 本稿は、平成14年度関西大学在外研究員としての研究成果の一部である。

1) Cf. Canada (1966), *Report of the Royal Commission on Taxation, Vol.4: Taxation of Income*, ch.19.

控除を認めるというものでなければならなかったはずである²⁾。それは、まさしく別稿ですであつた³⁾。しかし、委員会はこの案を検討したうえで完全統合案を退けるのである。このように、報告書が国際課税の分野でその主張を一貫させることができなかつた理由は、いったいどこにあつたのであろうか。

表1は、カーター委員会の対外投資課税方式の改革提案を当時の税制と対比したものである。この表からも読みとれるように、当時のカナダの対外投資税制においてもっともゆがみが大きかつたのは、カナダ法人の外国子会社のケースであつた。報告書自身が指摘するように、外国子会社からカナダ親会社に支払われる配当に対してカナダの法人税を課税免除する措置が、タックス・ヘイブンの利用とあいまってカナダ自体をタックス・ヘイブンとして利用する可能性を高めていたからである⁴⁾。これに対して、委員会が提案する改革案は、税率30%によるグロスアップ=税額控除を基本とする課税方式であつた。すなわち、表2からわかるように、外国法人税・源泉徴収税を控除した後の親会社受取配当を税率30%によりグロスアップし、グロスアップ配当に対する外国法人税相当分(30%)を算出する。もしこの際に、外国法人税(源泉徴収税を含む)が30%以下であれば、外国法人税率と30%税率の差について発生ベースでカナダにおいて課税される。この措置は、低税率国に子会社を配置しカナダでの課税免除を利用して節税を行うループホールに対抗するために、さしあたり外国源泉所得の30%まではカナダでの課税に服させることを企図するものであつた⁵⁾。ついで、親会社が株主に配当する際に源泉徴収税(その税率は、個人所得税最高税率50%と発生時課税の際の税率30%との差、つまり20%)を追加課税し、個人株主の現金配当を50%の税率でグロスアップしたグロスアップ配当について個人所得税額を算出したうえで、そこから50%の法人税額控除(30%の外国法人税相当分+20%源泉徴収税)を行うものとされた⁶⁾。要するに、そこでは外国法人税と国内個人所得税との完全統合ではなく、部分的統合の提案が行われたのである⁷⁾。

対外投資所得課税についての上記の勧告案は、たしかに従来の課税免除方式に比べれば中立性や公平性からみて多少の改善であつたことは事実である。そのことは、勧告当時の制度のも

2) Musgrave, R. A. (1968), "The Carter Commission Report," *Canadian Journal of Economics*, p.180. この点はまた、カーター委員会報告書自身も認めている。たとえば、「われわれは、居住者のカナダ源泉法人所得に対する課税については、完全グロスアップ=税額控除方式を適切な基礎的の制度として勧告した。論理的には、カナダの法人および個人の対外直接投資収益にも、同じ原則が適用されるべきであろう。その効果が、外国税額控除の計算、およびその税額控除のカナダの税に対する適用をより正確にすることは疑いない」、との指摘がそれである。Cf. Canada. (1966), *op.cit.*, p.512.

3) 拙稿(2004), 「法人権と国際的インテグレーション—その理念型と現実—」『関西大学商学論集』第49巻第5号, 参照。

4) Canada (1966), *op.cit.*, p.489 & p.511.

5) *Ibid.*, p.487, p.504, p.518, p.526 & p.572.

6) *Ibid.*, p.486, pp.516-518 & pp.573-574.

7) *Ibid.*, p.530.

表1 カナダ・カーター委員会の対外投資所得課税方式の改革提案

		現行制度	改革案
カナダ法人の外国支店	法人	発生ベースで法人税を課税。外国税額控除（同額所得に対するカナダ法人税が限度）。	発生ベースで法人税を課税。外国税額控除を30%に制限。
	株主 ¹⁾	配当の20%を個人所得税から税額控除。	50%の法人税を課税。外国源泉所得に外国源泉徴収税をグロスアップし、個人所得税から源泉徴収税の税額控除を行う。
カナダ法人の外国子会社	法人	カナダ法人税を免除。	外国法人税が30%以下の場合、30%までの差額をカナダにおいて発生ベースで法人税を課税。
	株主 ¹⁾	配当の20%を個人所得税から税額控除。	50%の法人税を課税。外国源泉所得に外国源泉徴収税をグロスアップし、個人所得税から源泉徴収税の税額控除を行う。
カナダ法人のポートフォリオ投資	法人	受取配当にカナダ法人税を課税し、グロスアップ配当について外国源泉徴収税の外国税額控除を行う。	いずれかを選択。(a) 現行どおりの課税。(b) 子会社の場合と同様の課税方式 ²⁾ 。
	株主 ¹⁾	配当の20%を個人所得税から税額控除。	(a) 個人所得税から50%税額控除。(b) 個人所得税から30%税額控除。
カナダ個人のポートフォリオ投資		外国源泉徴収税をグロスアップし、個人所得税から税額控除（同額所得に対するカナダの個人所得税が限度）。	(a) 現行どおりの課税。(b) 子会社の場合と同様の課税方式、の選択 ³⁾ 。

(注) 1) カナダ親会社の株主をさす。

2) (b)を選択した場合、法人は投資先の法人の利益とその法人が納付した税を申告しなければならない。

3) (b)を選択した場合、イギリス、アメリカへの投資の場合を除き、申告義務が課せられる。

4) 一部、カーター報告書に照らして内容を補足した。

(出所) Musgrave, R.A. (1968), "The Carter Commission Report." *Canadian Journal of Economics*, p.179.

表2 対外直接投資に対する課税方式（カーター提案）

国内親会社の純受取海外配当	金額	
(1) 対外直接投資の税引前所得	100.00	
(2) 外国法人税 (1)×50%	50.00	
(3) 税引後所得 (1)-(2)	50.00	
(4) 外国源泉徴収税 (3)×15%	7.50	
(5) 国内親会社の受取配当 (3)-(4)	42.50	
国内個人株主への配当ないし割当に充当される税引後親会社所得		
(6) 親会社のグロスアップ所得 ¹⁾	60.71	
(7) 納付外国税相当分 ²⁾	18.21	
(8) 株主配当に対する源泉徴収税 ³⁾	12.14	
(9) 個人株主への法人税引後配当ないし割当 (6)-(7)-(8)	30.36	
個人所得税ないし税額還付	税率25%	税率50%
(10) 個人株主グロスアップ所得 ⁴⁾	60.71	60.71
(11) 個人所得税ないし税額還付 (10)×各税率	15.18	30.36
(12) 法人税額控除 (7)+(8)	30.36	30.36

(13) 税額還付 (12) - (11)	15.18	0.00
個人株主のキャッシュ・ポジション	税率25%	税率50%
(14) 現金配当 (9) より	30.36	30.36
(15) 純税額還付 (13) より	15.18	0.00
(16) 純現金 (14) + (15)	45.54	30.36

(注) 1) 受取配当を税率30%でグロスアップしたもの。42.50/(1-0.3)=60.71

2) グロスアップ所得 (60.71) の30%相当分をさす。

3) グロスアップ所得 (60.71) の20%相当分をさす。

4) 個人株主の現金受取配当を50%の税率でグロスアップしたもの。30.36/(1-0.5)=60.71

(出所) Canada (1966), *Report of the Royal Commission on Taxation, Vol.4: Taxation of Income*, p.519.

とで個人投資家の税引後投資収益率がそれぞれ、40.38% (個人所得税率25%が適用される場合)、29.75% (同50%適用の場合)であったのに対し、勧告案ではそれぞれ45.54%、30.36%へと上昇していることから読みとることができる⁸⁾。しかし、本来、個人所得税率25%および同50%の投資家の税引後収益率が完全統合制度のもとではそれぞれ75%、50%になることと対比すれば、勧告の部分的統合案のもつ統合の度合いを推し量ることができる。

勧告はなぜ税率50%による完全統合ではなく、税率30%による部分的統合を採用したのか。その理由について、勧告は次のように説明する⁹⁾。

われわれは、報告書では、課税繰り延べの可能性を除去することの重要性を指摘し、国内源泉所得の課税に関する勧告ではこの目標を達成する手立てを提案した。この方式をカナダの外国投資所得にも適用するとすれば、そうした所得を獲得するカナダの法人に対して、その所得の発生時に、追加して20%の税を課税し、税額控除の対象となるその外国所得に対する外国税およびカナダの税の合計額を50%まで引き上げる必要がある。しかし、われわれは、現時点では、さまざまな理由からそうした本来の措置 (major step) を勧告しない。第1に、キャピタル・ゲインについて完全な発生ベース課税を提案していないので、外国所得に発生ベース課税を行うことは国内所得のいくつかのタイプに関する勧告よりも厳しくなる。第2に、カナダでの追加税を納付する必要に対応するため外国法人が配当を増加させるとすれば、それ自体が源泉地国での源泉徴収税を増加させ、納税額をいっそう増加させる結果になり、カナダからの投資を受け入れた企業の競争上の立場に悪影響を及ぼす。第3に、カナダの投資家が外国法人に少数の持分しか持たず、外国所得についての情報もカナダでの追加税を納付するための追加配当も得られない場合、特別の救済措置が必要になる。第4に、カナダ法人が獲得する対外直接投資所得のうち、非居住株主に分配される部分には20%の追加税を課税しないよう勧告するので、もしこの税が課税される場合には、非居住者に帰属する所得を除外するための特別の措置が必要になる、と。

しかし、これらの理由は、完全統合を採用しない根拠としては、とうてい説得的なものとはいえない。じつは委員会が懸念した理由は、むしろ別のところにあったのである。

2. 部分的統合提案の諸理由

では、カーター委員会が完全統合案ではなく部分的統合案を提案した理由は一体何か。委員会が指摘するのは、次の3つであった。

8) *Ibid.*, p.519.

9) *Ibid.*, pp.520-521.

第1に、国際領域では、税以外のさまざまな障壁が存在し、中立性は確保されていないこと、したがって国際所得課税の分野でも中立性はむしろ望ましくない可能性があること、第2に、完全統合を実行に移した場合には巨額の税額の還付が必要になり、その財政負担が深刻な問題になること、第3に、完全統合は部分的統合にくらべ税務執行がきわめて複雑になること、などがそれである。

まず、中立性の問題からみてみよう。カーター委員会の税制改革に関する勧告の基本的哲学は、いうまでもなく課税の中立性と公平である。この基本的立場からは、国際所得課税の領域においても中立性と公平をどのように確保するのが、最も重要な論点になるはずである。しかし、報告書は、国際所得課税に関する分析と勧告に関しては、冒頭から、国際間では税務執行上の問題や経済的問題が国内以上に先鋭な形で現れるため、現実に対するより大きな譲歩が避けられないことを強調する¹⁰⁾。国際場裏では市場の不完全性が著しく、そのため各国のさまざまなプロジェクトのあいだの税引前期待収益率の違いは、対外投資にあたっての適切な収益率の指標とならない。くわえて、各国は税制を異にするだけでなく、意図的に財、資本、労働の移動に障壁を設けてきた¹¹⁾。課税以外の国際的な経済的障壁（関税、移民法、対外投資ガイドライン、外国為替管理など）が存在する限り、国際的な課税の中立性はむしろ望ましくないかもしれない。これらの人為的障壁は、非中立的な租税制度と同じか、あるいはそれ以上に国際的資源配分をゆがめる。各国間にこうした課税以外の障壁が残る限り、国際的な資源配分の改善のためには、課税以外の障壁の効果を相殺するためにむしろ中立性から乖離した税制が必要となるだろう、というのが報告書の主張する立場であった¹²⁾。

国際資本市場の不完全性を根拠として非中立的な租税制度を合理化するこの報告書の見地は、当然のことながら多くの批判を呼んだ。なかでも有力な批判は、非中立性は国際市場だけでなく国内市場にも存在しており、非中立的な障壁の存在を理由に非中立的な税制を合理化することはできないというものであった¹³⁾。報告書の主張する理由が説得力を欠くことは明らかであった。

第2に、こうした基本的立場のふれ以上に勧告に影響を及ぼしたのは、結局、完全統合にとりもなう財政負担の問題であったといってよい。報告書自身、次のように率直にこの点を認めている。すなわち、「われわれは外国法人税とカナダの個人所得税との完全統合は受け入れられないとの結論を下した。それは、他国の政府が課税した税についてカナダの株主に対し、カナダ政府が巨額の税の還付を行わなければならないことを意味するからである。これは、完

10) *Ibid.*, p.481.

11) *Ibid.*, p.494.

12) *Ibid.*, p.495.

13) Musgrave, R.A. (1968), *op.cit.*, p.179; Sato, M. and R. M. Bird (1975), "International Aspects of the Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, p.441.

全グロスアップ=税額控除の利用を拒否する第一の理由である¹⁴⁾」と。外国税に対する完全な税額控除を拒否するだけでなく、報告書は、カナダ居住者はすべて何らかの公共的便益を享受しており、それゆえにこうした便益を供給するためのカナダの税負担を負うべきである、あるいは、対外投資はカナダに税収ロスをもたらすことを居住者は認識すべきであるなどの理由から、カナダの税額を限度とする税額控除さえ退けた¹⁵⁾。低税率国に投資する投資家からできるだけの税収を確保しようとしたのである。ここに見出される基準は、まさしく国益以外の何者でもない¹⁶⁾。

カナダの部分的統合方式のもとでのカナダ税収は、次の算式から得られる。すなわち、

$$t_c = m(1-t_f)/0.7 - [(1-t_f)/0.7 - (1-t_f)] = (1-t_f)(m-0.3)/0.7$$

である¹⁷⁾。ここで、 t_c はカナダの税率、 t_f は外国の税率（源泉徴収税を含む）、 m は株主の限界税率をあらわす。要するに、外国税額をグロスアップした配当にカナダの個人所得税の最高税率を適用して所得税額を算出し、ここから外国税額を差し引けば、カナダが確保する税収規模が算出される。この算式が意味するのは、外国税率が低ければ低いほど、また個人所得税の最高税率が30%を上回れば上回るほど、カナダは必ず税収を確保できるだけでなく、増収さえ期待できることである。報告書は、タックス・ヘイブンに立地する法人からの配当所得や高所得の株主の対外投資所得から多少なりとも税収を確保しようと企図した。税率30%による部分的統合に込められた税収効果がそこに読みとれるのである。

国際所得課税の領域で完全統合を実現することが資本輸出国に膨大な税収ロスをもたらすことは、別稿で分析したとおりである¹⁸⁾。結局、一国だけの措置によって（unilaterally）国際的に中立的な、公平な租税制度を実現することは不可能なのである。報告書は、この現実を前にして、カナダの税額を限度とする税額控除どころか、さらに後退した部分的統合で甘んじることにより、カナダの国庫を擁護したのである。

最後に、報告書は、完全統合制度の実行が納税者の側にも税務当局の側にも広範な執行上の複雑さをもたらすことを理由としてあげている¹⁹⁾。グロスアップした外国法人所得をカナダの基準にもとづいて再計算しなければならないことから、課税所得、税額控除の対象となる税額、税額控除の限度額などをすべてカナダの基準により調整する必要があるというのである。しかし、報告書自身が指摘するように、そうした調整は支店形態での直接投資についてはすでに当時から行われており、これが決定的な障害になるとは考えにくい。むしろ、課税ベースの定義

14) Canada (1966), *op.cit.*, pp.514-515.

15) *Ibid.*, pp.506-507.

16) Musgrave, R.A. (1968), *op.cit.*, p.179.

17) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.441.

18) 拙稿 (2005), 「法人課税の諸類型と国際的インテグレーション」『関西大学商学論集』第49巻第6号, 参照。

19) Canada (1966), *op.cit.*, pp.512-513.

の不統一、租税情報の相互交換や税務協力・交流などが欠如していることによる問題のほうが重要ではないかと考えられる。報告書も税務行政についてふれた箇所ですらこうした側面について言及しているが、完全統合との係わりで勧告しているわけではない²⁰⁾。むしろ完全統合をカナダの投資先になっているすべての外国法人に拡大した場合には対象企業が増加する、あるいは孫会社への適用も考えなければならなくなるといったあまり理論的とはいえない指摘にとどまっている。

結局のところ、部分的統合の提案にとどまらざるをえなかった最大の理由は、財政負担であった。これは、イギリスやドイツがインビュテーション制度を導入した際に直面したのと同じ問題である。カナダが1971年に実際に採用した国際所得課税方式は、勧告の提案とは異なり、カナダにおいて法人税が納付されたか否かとはかかわりなく、海外配当を受け取る国内の株主に対して、現金配当の3分の1（グロスアップ配当の4分の1）の税額控除を認めるというものであった。Sato=Birdによれば、カナダの国益の最大化がその税制改革の目的であったとすれば、カナダが採用すべき対外投資所得課税方式としては、外国所得損金算入方式 (deduction approach) がもっとも魅力的であったはずであるが、カナダはそこまでは踏み切らなかった²¹⁾。それはアメリカ・イギリスやその他の資本輸出国の側で資本流出規制といった報復措置がとられることをおそれて、外資依存度の高いカナダが思いとどまったためである。そこから読み取れるのは、貿易、資本取引の面で対外依存度の高い小国が、国際的な中立性、公平性を満たす国際所得税制を提起することの困難さである。カーター委員会といえども、その困難な条件のもとで、理想的な税制を追求することはできなかつたのである²²⁾。

20) *Ibid.*, pp.561-566.

21) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.444. 国際的な二重課税を除去ないし軽減する方法には、外国税額控除方式 (credit method), 外国所得免税方式 (exemption method), および外国所得損金算入方式 (deduction method) の3つがある。このうち、税額控除方式は外国税プラス国内税の総税額について国内投資と対外投資の税負担の公平をもたらすという意味で資本輸出中立性を実現するのに対し、免税方式は国内投資と外国対内投資について同一の国内税負担をもたらすという意味で資本輸入中立性を達成する。これに対して、損金算入方式は国際的二重課税の完全な除去には不十分であり、3つの方式のなかでは税負担は最も高くなる。Cf. *Ibid.*, pp.400-403.

22) カーター委員会報告書は、居住者のほうが有利になるというこの差別的取扱いがそれほど問題にならず、また報復を受けることもなからうとの認識のもとに、各国の障壁が低い世界のほうがカナダの長期的な国益にかなうとは信ずるものの、現実の国際市場が不完全である以上、カナダがその国益を追求すべきであることには疑問の余地がないとした。ここからは、少なくとも国際所得課税の分野に関する限り、論理的な視点よりも、カナダの置かれた現実に対する実際の視点から改革案が提起されたことが読みとれるのである。Cf. Canada (1966), *op.cit.*, p.483 & p.496.

II 国際的インテグレーションと国家間の公平

1. 国家間の公平をめぐる対立

上記の事情から明らかになることは、国際的なインテグレーションを実現しようとする場合、そのために必要になる財政負担をどのように解決するのかという問題が避けて通れないことである。しかし、資本輸入国の側であれ、資本輸出国の側であれ、巨額の財政負担をしてまで国際的なインテグレーションを進めなければならないインセンティブがはたしてあるのかといえ、その答えは否定的にならざるをえないであろう。各国の租税政策は、必ずしも世界的な効率性の改善や、個人納税者のグローバル所得についての負担の公平を目標として展開されているわけではないからである。むしろそれぞれの国の国益や国内経済の安定的成長、国内での所得再分配上の目標や財政政策上の要請などによって規定されているという方が現実に近い。その意味で、一国的な効率性 (national efficiency) の達成が目標とされているといつてよい²³⁾。別稿でふれた資本輸入国の側が対内ポートフォリオ投資に対して認める配当税額控除も、外国資本の誘致による経済的利益がその財政負担を上回ると考えるがゆえに実現されたものである²⁴⁾。このことは、資本輸入国の立場にも、また資本輸出国の立場にも等しくあてはまる。いずれの国も自国の経済発展を企図し、資本輸入国として対内投資から、あるいは資本輸出国として対外投資からできるだけ大きな分け前を確保しようとする限り、自国の利益に沿った租税政策を追求しようとするのは必至であろう。

しかし、他方では、グローバリゼーションの進展は、各国の思惑を超えて、納税者のグローバル所得についての課税の公平や資本輸出中立性だけでなく、国家間の公平を実現するグローバルな枠組みを必要とし始めている。たしかに、一方では各国は租税競争の国際的な圧力のもとでさまざまな課税優遇措置の提供や税率引き下げなどに走らざるをえないという現実があるが、同時に、「有害な租税競争」を是正するための国際的協力を強める、あるいは「世界租税機構 (World Tax Organization)」を模索しようとする機運が高まっていることもまた事実である。これは、新しい国際的な租税秩序を模索する動きだといつてよい。そして、グローバリゼーションに対応した国際租税秩序、国際課税のインフラストラクチャを整備しようとするのであれば、国際的なインテグレーションを実現すること、あるいはその方向に向けて各国レベル、あるいは二国間、多国間での取り組みを強化することが不可欠になっているのである。

資本輸出中立性や納税者間の公平を実現する一般的規範モデルとその諸条件については別稿で説明したので²⁵⁾、以下では国家間の公平の問題と係わらせて国際的インテグレーションを

23) 一国的効率性の概念については、さしあたり、次を参照。Sato and Bird (1975), *ibid.*, pp.417-521.

24) 前掲拙稿 (2004), 参照。

25) 同上, 参照。

現するための課題について検討することにしよう。それは、国際的インテグレーションを実現するための財政負担の分担のあり方に指針を与えるであろう。

この国家間の公平については、一般的規範モデルを検討した際、管轄権間の公平の問題としてすでにふれた。その際、国家間、ないし管轄権間の公平とは、国際的な要素移動によって生み出される利得に対する源泉地国への「公正な租税配分」、あるいは源泉地国に対するその利得の公正な分割を意味した。つまり、この国家間の公平の概念は「国民的利益 (national gain)」「国民的損失 (national loss)」の配分と係わる問題である。マズグレイブにしたがえば、それは次のように説明される²⁶⁾。A国の居住者XがB国に投資すると仮定する。その投資により稼得した所得は、A国の国民的利益を構成する。B国がこの所得に課税すると、A国に発生した国民的利益は減少する。その利益がB国の国庫に税収として入るかどうかは決定的な問題ではない。B国は減税等によってこの利益を自国の納税者に還元してもよいが、その場合にもその利益はB国の国民的利益として維持される。他方、A国はXがB国に納付した税に税額控除を認め、かくしてA国の国庫に税収ロスをもたらすか、それともXの所得にさらに課税してその負担を加重させるかに係わりなく、B国の課税によって国民的損失をこうむる。

要するに、国家間の公平は、第一義的には、国際投資により発生する経済的利益の資本輸入国と資本輸出国との間での配分の問題である。それはまず資本輸入国の政府収入の増加の形をとるが、納税者に還元されることもありうる。他方、資本輸出国の国民的損失が税収ロスを伴うかどうかは、当該政府が資本輸入国の課税に対してどのように対応するかによって決定される。外国税に完全な税額控除を認めれば、国民的損失は税収ロスにふり代わり、外国税を損金として認めれば損失は国庫と投資家とで分担する結果になり、外国税を無視して課税すれば損失はすべて投資家の負担となる。したがって、資本輸出国の国民的損失は資本輸入国での課税によってのみ決定され、資本輸出国の国庫のロスも自国の投資家に対する課税対応によって決定される²⁷⁾。資本輸入国の適切な税率水準は、外国の対内投資所得と国内投資所得を同率で課税する無差別原則にもとづいてか、あるいは、ナショナル・レンタル (national rental) 原則や国際的再分配原則にもとづいて設定される²⁸⁾。ナショナル・レンタルとは、資本輸出国が資本輸入国に投資することにより自国内で投資した場合よりも国民的利益を増加させることができる場合、それは資本輸入国の資源を利用したことによる増加分であり、資本輸入国はこの増加分に対して賃貸料ないしロイヤリティを求めることができるとする概念である。また、国際的再分配原則が意味するのは、各国間での資源賦存と所得分配の不平等を調整するための手段と

26) Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave (1972). "Inter-nation Equity." in Bird, R. and G. Head (eds.), *Modern Fiscal Issues: Essays in Honour of Carl S. Shoup*, and in Musgrave, R. A. (2000), *Public Finance in a Democratic Society*, Vol. III, p.311. 川端康之ほか訳 (1988), 「国家間の衡平」【法学ジャーナル】第51号, 30-31ページ。ただし、訳文は同訳には従っていない。

27) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.422.

28) Musgrave and Musgrave (1972), *op.cit.*, pp.320. 邦訳, 40-41ページ。

しての要素を国際投資所得に対する源泉地国課税に認めようとするものである²⁹⁾。

しかし、国家間の公平を経済学的に捉えれば以上のとおりであるとしても、その公平を決定する基準がいったい何かはそれほど明確になっているわけではない。その理由は、国民的利益や国民的損失を決定するさまざまな要因のうち税と税以外の要因がどの程度寄与しているのか、また、(法人)税が政府サービスの形で生産性の上昇等に寄与しているとしてそのコスト・ベネフィットがどこまで対応しているのかなどについて評価、決定することがきわめて困難だからである³⁰⁾。

このため、実際の国際所得課税の領域においては、従来から、事業所得 (business income) については無差別原則 (nondiscrimination) が、投資所得 (investment income) については相互主義 (reciprocity) が基本的ルールとして受け入れられ、国際租税条約の枠組みを形成してきた³¹⁾。しかし、この両基準の内容もそれほど明快とはいえない。無差別原則は居住者と非居住者に対する平等な課税上の対応を保障するものであり、たとえば、国内の法人税率が引き下げられれば、それは国内企業だけでなく外国企業にも適用されなければならないことを要求する。他方、相互主義は二国間で相互に課税便益を保障することによって国際投資の障壁を緩和しようとするものであり、源泉徴収税を相互に一律引き下げを行う場合などのルールとして利用されてきた。平等な待遇の保障といっても、税率をどの水準に決定すべきかがこの基準から明らかになるわけではない。しかも、この2つのルールが要求するのは、どちらもきわめて

29) *Ibid.*, pp.315-317. 邦訳, 35-37ページ。ちなみに、マズグレイブ夫妻は、ナショナル・レンタルや分配的要素を考慮した下記のような税率表を参考として提示している。それは国際条約による合意を前提に、すべての資本輸入国に適用される統一的な税率表であることが望ましいとされている。なお、Aultは、このナショナル・レンタルにもとづく源泉地国課税は外国投資家が稼得した経済的レントに対して源泉地国内の税率とは関連なく、原則としてそれよりも高い税率で課税する権限をもつことを意味しており、極端な場合には、この方式では源泉地国の税率には制限がなくなると批判しているが、これはマズグレイブ論文の真意を誤解しているといわざるをえない。Cf. Ault, H. J. (1992), "Corporate Integration, Tax Treaties and the Division of the International Tax Base: Principles and Practices," *Tax Law Review*, p.575.

税率表 (%)

資本輸入国の1人 当たり所得	資本輸出国の1人当たり所得			
	250ドル以下	250-500ドル	500-1000ドル	1000ドル以上
250ドル以下	40	50	55	60
250-500ドル	30	40	45	50
500-1000ドル	20	30	35	40
1000ドル以上	10	20	25	30

(出所) Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave (1972), *op.cit.*, in Musgrave (2000), p.316. 邦訳, 37ページ。

30) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, p.422.

31) Ault (1992), *op.cit.*, p. 574.

形式的な平等性である。そして、この形式的な平等性が国際所得課税の領域でその限界をあらわにした象徴的な出来事が、すでにみたドイツとアメリカの租税条約交渉で浮上した両国の源泉徴収税率の水準をめぐる対立（1965年）であった。

2. 実効的相互主義の意義と発展

上に述べた国際所得課税の基本ルールの持つ「形式的平等」という限界を克服するために Sato=Bird が提起した国家間の公平の基準が、「実効的相互主義（effective reciprocity）」という考え方である³²⁾。この基準においては変動源泉徴収税（variable or flexible withholding tax）が利用され、国内法人と外国法人との税負担の均等性（無差別原則の根拠）ではなく、相手国との間で相互に移転される所得について実質的な税負担の均等性を確保する点が、その根拠とされている³³⁾。つまり、所得の源泉地国として対内投資所得とそこから確保する租税収入との比率を、各国ともにほぼ均等化しようとするところに、変動源泉徴収税を利用するこの基準のねらいがある。したがって、先進国間にみられるように、相互に資本を輸出し、また輸入しているケースを想定すれば、源泉地国としてほぼ同等な国民的利益を保障する手段として、実効的相互主義はいわばごく当然の要請といってよいであろう。

資本輸出国、資本輸入国がさまざまな課税方式をとる場合に、実効的相互主義がどのように適用されることになるのかを一覧表にしたものが、表3である。2国が同じ課税方式をとる場合には形式的な相互主義が妥当するが、資本輸入国が資本輸出国よりも統合の度合いを高めるにつれて、実効的相互主義にもとづいて補償的源泉徴収税（compensating withholding tax）や配当救済措置の否認、統合便益の否認などの追加的な均等化措置が必要であることが、この表から理解できる。

しかし、この実効的相互主義の考え方に対しては、有力な批判もある。たとえば、Aultは、源泉地国における税率や課税方式、課税待遇について国内企業と外国企業とのあいだに格差が生ずることを認めない無差別原則のほうが、源泉地国の課税水準を決定する原則としてはより強い影響力をもっていることを強調する。この点では、実効的相互主義が主張するように、法人レベルの税と源泉徴収税を一体として捉えても、それによって源泉地国の適切な課税水準を決定できるわけではないという。現在の国際所得課税のルールは無差別主義以外には明確な方向を見出しておらず、これ以外に依拠すべき基準はないというのがその主張である³⁴⁾。また、

32) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, pp.426-429.

33) *Ibid.*, pp.426.

34) Ault (1992), *op.cit.*, p.569 & p.594. Aultはまた、次のような例もあげている。すなわち、配当軽減税率制度をとるドイツは留保利潤に関してはアメリカよりも高率で課税しており、源泉地国としてのドイツは法人レベルからの税収をアメリカよりも多く得ている。したがって、アメリカは実効的相互主義の考え方から、ドイツに対して源泉徴収税の税率を引き下げるよう要求することも可能なはずであるが、その場合には、ドイツは外国資本に対する低率の源泉徴収税の適用は、法人税・源泉徴収税の合計税負担を内外資本で差

表3 実効的相互主義の要件

		資本輸入国		
		クラシカル・システム	部分的統合	完全統合
資本輸出国	クラシカル・システム	相互主義	配当軽減税率制度をとる国の場合、補償的源泉徴収税を採用。インビュテーション方式をとる国の場合、対外支払配当に配当税額控除を認めない。	完全統合方式をとる国は対外割当所得に統合の便益を認めない。
	部分的統合	—	相互主義	配当軽減税率制度をとる国の場合、補償的源泉徴収税を採用。インビュテーション方式ないし完全統合制度をとる国の場合、対外支払配当に配当税額控除を認めない、あるいは対外割当所得に統合の便益を認めない。
	完全統合	—	—	相互主義

(出所) Sato and Bird (1975), "International Aspects of the Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, p.428.

OECD租税委員会もこの実効的相互主義を検討したものの、棄却した経緯があるとされている³⁵⁾。これらの批判は、既存の国際課税ルールを支える原則以外に、とりあえず国際社会で受け入れられる基準がないことをその論拠としていると考えられる。しかし、実効的相互主義の基準に限界があるからといって、必ずしも理論的根拠の明確でない旧来の基準に立ち戻るだけでは、新しい租税秩序にふさわしい国際的基準を生み出すことはできないのではないのか。現在の国際社会で広く受け入れられているという理由だけでは論拠として不十分である。実効的相互主義に代わる積極的なオルターナティブが探求されなければならないのである。

実効的相互主義の基準のもつ有効性について、Sato=Bird自身、いくつかの点を指摘している³⁶⁾。第1に、国際所得課税の分野の多くの問題に完全に満足な解決をもたらすわけではないが、各国間での税負担の格差を縮小する点で経済的な正当性をもつこと、第2に、もし政府サービスが先進諸国間ではほぼ均一の基準で提供されているものとするれば、この基準は世界的な効率性という目標の実現に役立ち、また政府サービスの公平な財源調達の手段を提供すること、第3に、外国税の完全な税額控除が促進されれば、いわゆる超過外国税額控除の問題は法人税と源泉徴収税とがばらばらに考えられている場合に比べ深刻ではなくなること、最後に、無差

、別することになり、無差別原則に反すると主張するだろう。結局、無差別原則と実効的相互主義とは相容れないのであり、どちらかを選択せざるをえないが、その場合には、前者のほうがより広範に受け入れられた原則ではないかというのがAultの見解である。また、McDanielもこのAultの見解を支持している。Cf. Ault (1992), *op.cit.*, p.600; McDaniel, P. R. (1992), "Commentary — Integration in the International Context: Identifying Principles for Unilateral and Bilateral Approaches," *Tax Law Review*, p.611.

35) OECD (1991), *Taxing Profits in a Global Economy: Domestic and International Issues*, p.37 & p.45.

36) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, pp.427-428.

別原則に抵触しないよう各国は株主段階での統合方式を採用する傾向が強いが³⁷⁾、実効的相互主義の基準にしたがえば、各国は国内政策の観点からもっともふさわしい制度を自由に選択できるようになること、などがそれである。こうした効果を踏まえるならば、実効的相互主義の概念が意図したのは、法人税と源泉徴収税を一体的に捉えて各国間での税負担の均等化を図ることにより源泉地国に対し実質的な国家間の公平を保障するとともに、統合型法人税への移行を通じて資本輸出中立性、個人納税者間の公平の実現も展望する手がかりにしようとしたものと評価できる。そのことは、すでにみた国際的租税調整のモデルにおいて、各国の法人税率（源泉徴収税を含む）が異なってくる場合、資本輸出中立性および納税者間の公平は絶対的法人税モデルに近づくほど達成は不可能になり、統合型法人税に近づく以外に達成の途がなかったことを想起すれば、理解できよう。その意味で、実効的相互主義の基準には、変動源泉徴収税という限られた手段を使って各国が統合型法人税制への途に進むよう誘導するガイドラインとしての期待が込められていたとみることができるのである。

他方では、Sato=Birdはこの基準のもつ限界についても言及し、第1に、発展途上国の場合にはこの基準よりもナショナル・レナル＝再分配基準のほうが適切であること、第2に「本質的に二国間」に係わる基準であり、成否は二国間での直接交渉に委ねられることをあげている³⁸⁾。その点はたしかに指摘のとおりであろう。しかし、ここで重要なのは、むしろ実効的相互主義の概念に込められていた趣旨を発展させることではないか。つまり、源泉徴収税レベルでの補償的調整の域を超えて、世界的な効率性を達成し、グローバル所得についての納税者間の公平を実現するために、国際的な協議機構、世界租税機構のような機関において、源泉地国の課税水準、国際的なインテグレーションのために居住地国サイドでとるべき租税調整措置のあり方、源泉地国と居住地国との国際的な租税協調のあり方などについて合意を形成する努力をすることこそ、グローバル化の時代に求められている課題ではないか。国際的な租税競争の圧力のもとで、こうした展望が直ちに実現する見込みは薄いが、各国が租税競争の流れに身を委ねてクラシカル・システムの方向に向えば向かうほど、世界的な効率性、納税者の公平、国家間の公平から乖離する結果となる。これはまさしく囚人の論理である。

ここに見出されるのは、世界的な効率性を求める立場と一国レベルでの効率性を求める立場

37) これは次の要因による。すなわち、法人段階での部分的統合、たとえば配当軽減税率制度がとられた場合、外国株主に対する支払配当に軽減税率を適用しないことは無差別原則に違反することになるが、株主段階での部分的統合、たとえばインビュテーション方式の場合には、その制約を回避できるためである。後者の方式の場合、法人段階では株主の居住地により差別課税が行われるわけではなく、株主段階で国内株主のみに配当税額控除を認めることは、外国株主は非居住者であることから国籍による居住者間の差別待遇にもならないからである。岡村忠生（1992）、「国際課税とインテグレーション」『法学論叢』第133巻1・2・3号、228ページ、参照。

38) Sato and Bird (1975), *op.cit.*, pp.428-429.

との対立である³⁹⁾。グローバリゼーションが進展すればするほど、この両者の対立は緩和するよりもむしろ激化する可能性のほうが高い。そして、経済的に弱い立場に置かれている国ほど自国の利益を優先する選択肢をとらざるをえない。各国が自国の効率性を優先させる租税政策をとる場合、その合成されたベクトルは世界的な効率性の実現にはならない。こうした状況を打開できるのはむしろ経済的に優越的な立場にいる国々であろう。

そこで最後に、節を改めて、国際的インテグレーションを実現するための財政負担の分担方式のあり方を検討することにしよう。

(以下、次号)

39) 世界的な効率性の見地からは、課税によって資本が生産性の低い分野に誘導されるのは回避されるべきであり、この意味で中立性の基準は重要であることをマスグレイブは指摘する。しかし、国益の観点からは、しかもとくに対外依存度の高い小国の場合には、中立性は必ずしもベストの基準ではない。カーター委員会は、まさしくこの国益を無視できなかったのである。Cf. Musgrave (1968), *op.cit.*, p.179.